

知っておきたい「インボイス制度」

最近、消費税の話でしゃ。いい椅子だの？いいボイス？だの聞くけどもいったい何よ？
 と思われている担い手農家の皆さん！！ 農業者にも大きな影響があるんです！
 令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の「仕入税額控除」の方式として
 「適格請求書等の保存」が要件になることが『インボイス制度』です。

んう？…分からね！？ もっと簡単に説明してけれ！
 はい！ せばまず「消費税の計算方法」から説明します！



1) 事業者は大きく分けて2つに分かれます

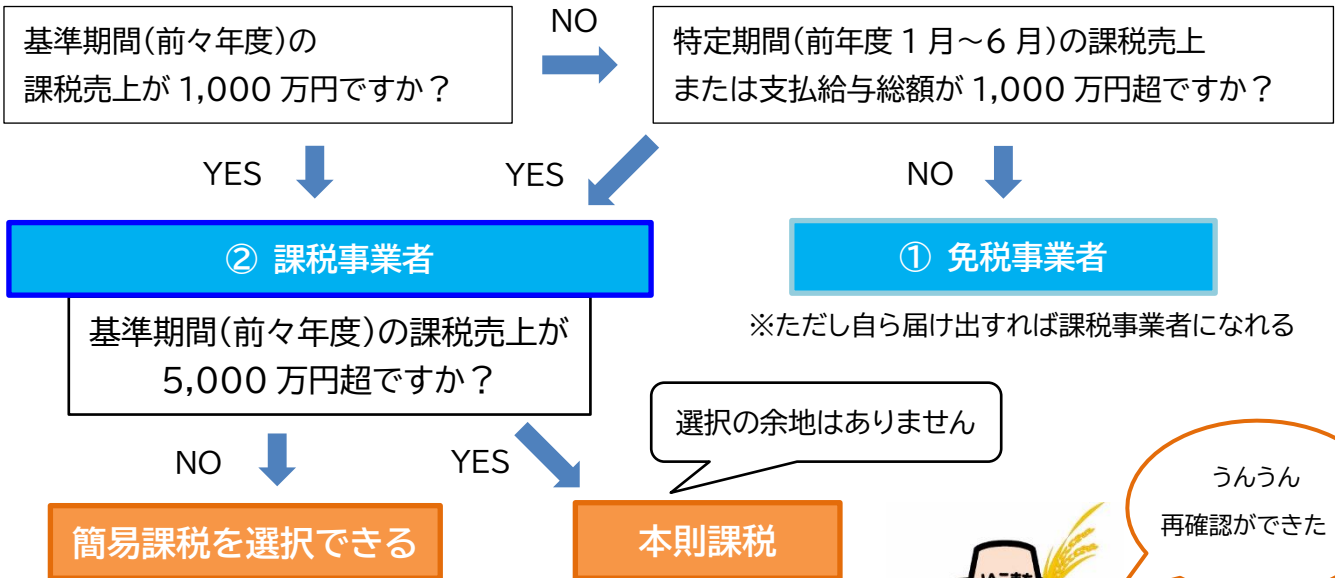


- ① 免税事業者(消費税の計算・申告が必要ない)
- ② 課税事業者(消費税の計算・申告が必要あり)

課税事業者の計算・申告の方法は2つ

- 簡易課税
- 本則課税

2) あなたの消費税の計算・申告方法は？



※自ら届け出すれば簡易課税を選択できます



ご自身で選択できます

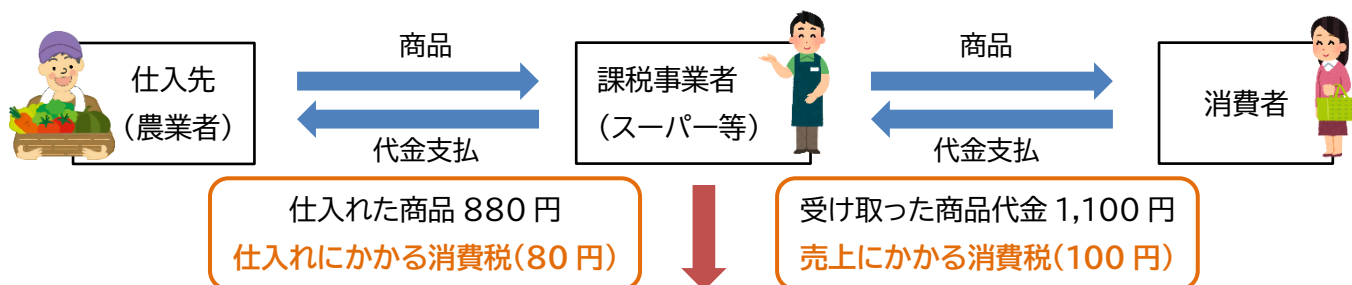


うんうん
再確認ができた！

続きが裏面に
あります♡

3) 「仕入税額控除」も改めて確認

消費税の「課税売上にかかる消費税」から「課税仕入にかかる消費税」を差引いて計算。
消費税の課税事業者は、課税売上と課税仕入から計算した消費税の差額を納税
(課税が多ければ還付)することになります。



※消費税 10%の場合

消費税の差額(100-80円)
「20円を納付」



この引き算を
仕入税額控除と呼びます

4) インボイス制度とは？

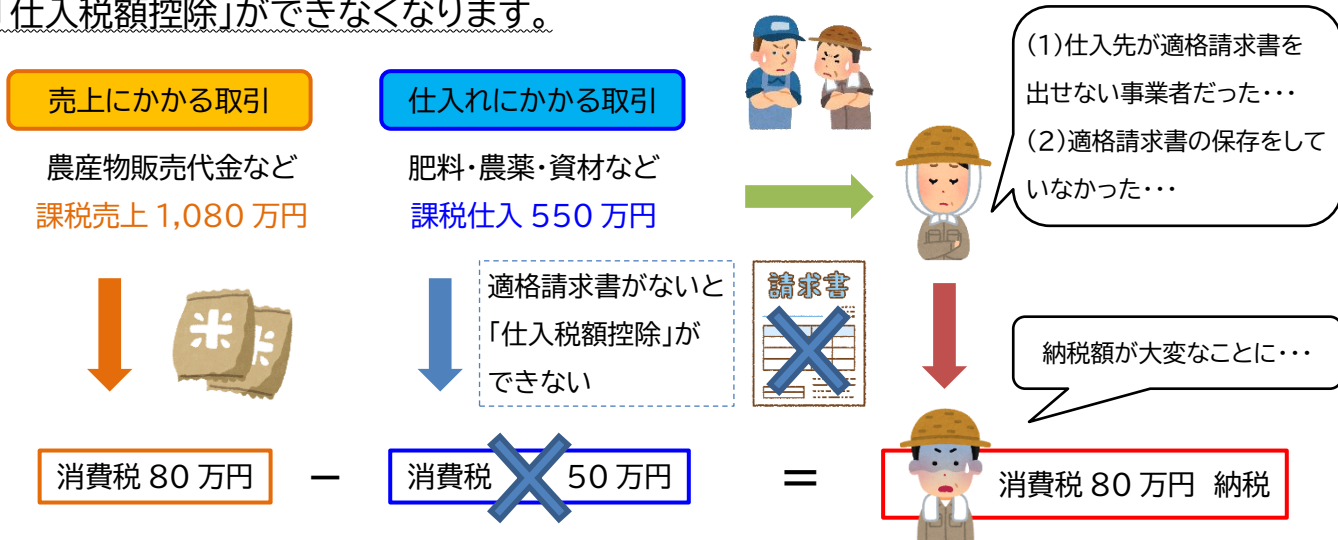
買い手側が「仕入税額控除」を行うには、現在では「**区分記載請求書等の保存**」が要件となります。

それが令和 5 年 10 月 1 日から「仕入税額控除」を行うには、「**適格請求書(インボイス)等の保存**」が要件となります。これが『**インボイス制度**』です。

◆ 登録された課税事業者だけが「適格請求書」の発行ができるようになります。

5) インボイス導入後の影響・・・ ※簡易課税の方や免税事業者には影響ありません

インボイス制度が始まると、**(1)「仕入先が適格請求書を出せない事業者」**の場合や、**(2)「自分が適格請求書を保存していなかった」**場合は、本則課税の計算において「仕入税額控除」ができなくなります。



6) JAに出荷した場合は？ (無条件委託方式・共同計算方式の場合)

農協特例として、農業者(売り手)の適格請求書発行義務を免除し、JA(受託者)が発行する適格請求書により買い手が「仕入税額控除」することを認めることとなっています。

★詳しい情報は「国税庁」のホームページをご確認下さい